平成 22 年 4 月 26 日

各位

会 社 名　日本電産株式会社
代表者名　代表取締役社長　永守　重信
取 引 所　東証一部・大証一部（6594）
　　NYSE（NJ）
問合せ先　取締役常務執行役員　吉松　加雄
電話番号　075－935－6150

会 社 名　日本電産サーボ株式会社
代表者名　代表取締役社長　田島　卓也
取 引 所　東証二部（6585）
問合せ先　取締役執行役員管理本部長　坂本　博
電話番号　0277－53－8811

日本電産株式会社による日本電産サーボ株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結に関するお知らせ

日本電産株式会社（以下、「日本電産」といいます。）及び日本電産サーボ株式会社（以下、「日本電産サーボ」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、日本電産が日本電産サーボを完全子会社とするための株式交換（以下、「本件株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日両社間で株式交換契約（以下、「本件株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件株式交換は、日本電産については会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、日本電産サーボについては平成 22 年 6 月 18 日に開催予定の日本電産サーボの定時株主総会において承認を受けたうえで、平成 22 年 10 月 1 日を本件株式交換の効力発生日として行う予定です。なお、本件株式交換の効力発生日（平成 22 年 10 月 1 日予定）（以下、「本件株式交換効力発生日」といいます。）に先立ち、日本電産サーボの株式は東京証券取引所において平成 22 年 9 月 28 日付けで上場廃止（最終売買日は平成 22 年 9 月 27 日）となる予定です。

記

１．本件株式交換による完全子会社化の目的

日本電産は、モータを中心とする「回るもの、動くもの」に特化した「総合駆動技術の世界 No.1 メーカー」を目指すという目標のもと、1973 年の創業以来小型モータから中型モータ、ファンモータ等と製品領域を拡大し、IT 市場のみならず家電市場や自動車市場などあらゆる分野に事業を展開してまいりました。特に中核事業である精密小型モータ分野におきましては、精密小型モータの技術力を一層強化・活用しうる事業分野を持つ企業に対して積極的に M&A を展開し、高いシナジー効果を発揮することで事業拡大を果たしてまいりました。日本電産サーボにつきましては、国内初のサーボモータを製造・販売する等、日本電産サーボ独自の先進的な技術力・解析力が日本電産グループにおける精密

小型モータ製品の技術力向上に資するとの考えから、平成 19 年 3 月に公開買付を実施し、多数株主として経営権を取得いたしました。

その後、日本電産サーボは、M&A 直後の平成 19 年度に営業利益・経常利益・純利益の全てで 24 年ぶりに過去最高を記録する等、その高い技術力と先端的な製品によりグループ業績に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、精密小型モータ及びその応用製品は国際商品であり、グローバルなマーケティング展開力、グローバルな製造展開力を有する企業のみが生き残れる市場環境におかれています。このような状況下で日本電産サーボの今後の成長・収益拡大を展望したとき、意思決定の迅速化と機動的な企業経営を実現し、あらゆる経営資源の共有化と両社の投資効率の向上を図り、日本電産と一体化した事業構築により一層の業績向上を進めることが重要と判断いたしました。具体的には、①国内外の営業活動において日本電産と一体運営することで、日本電産の営業網が活用できることから同一顧客へのアプローチも含めて日本電産サーボにおける営業力が飛躍的に強化される、②両社のエンジニアの相互交流が深まることにより製品開発が効率化され、また大幅に強化される、③両社による工場のスペース及び製造設備の有効利用が可能となり生産性が大幅に向上される、などの効果を見込んでおります。

２．本件株式交換の要旨

（１） 本件株式交換の日程

平成 22 年 4 月 26 日（月）　　：本件株式交換承認取締役会（両社）
平成 22 年 4 月 26 日（月）　　：本件株式交換契約締結
平成 22 年 6 月 18 日（金）（予定）：本件株式交換承認定時株主総会（日本電産サーボ）
平成 22 年 9 月 27 日（月）（予定）：最終売買日（日本電産サーボ）
平成 22 年 9 月 28 日（火）（予定）：上場廃止日（日本電産サーボ）
平成 22 年 10 月 1 日（金）（予定）：本件株式交換効力発生日

（注）１．日本電産は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により本件株式交換を行う予定です。
２．本件株式交換効力発生日は、両社の合意により変更されることがあります。

（２） 本件株式交換の方式

日本電産を株式交換完全親会社、日本電産サーボを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本件株式交換は、日本電産については会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、日本電産サーボについては平成 22 年 6 月 18 日開催予定の定時株主総会において承認を受けたうえで、平成 22 年 10 月 1 日を効力発生日とする予定です。

（３） 本件株式交換に係る割当ての内容

会社名	日本電産株式会社 （株式交換完全親会社）	日本電産サーボ株式会社 （株式交換完全子会社）
株式交換比率	1	0.0570

（注）１．株式の割当比率

日本電産サーボの株式 1 株に対して、日本電産の株式 0.0570 株を割当て交付しま

す。但し、日本電産が保有する日本電産サーボ株式 22,855,466 株については、本件株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

２．本件株式交換により交付する日本電産の株式数

日本電産は、本件株式交換により 731,673 株を割当て交付いたしますが、交付する株式は保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行を行わない予定です。

なお、日本電産サーボは本件株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、その保有する全ての自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を消却する予定です。

本件株式交換によって割当て交付する株式数については、日本電産サーボによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

３．単元未満株式の取扱い

本件株式交換に伴い、日本電産の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。日本電産の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、会社法第192条第1項の規定に基づき、日本電産に対しご所有の単元未満株式の買取を請求することができます。

４．1株に満たない端数の取扱い

本件株式交換に伴い、日本電産の株式1株に満たない端数の割当を受けることとなる日本電産サーボの現株主の皆様に対しては、会社法第234条の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。

（４） 本件株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

３．本件株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

（１） 算定の基礎及び経緯

本件株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、日本電産はデロイトトーマツ FAS 株式会社（以下、「トーマツ FAS」といいます。）を、日本電産サーボはアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社（以下、「E&Y TAS」といいます。）を、株式交換比率の第三者算定機関として選定しました。

トーマツ FAS は、日本電産及び日本電産サーボについて、市場株価法（平成 22 年 4 月 21 日を評価基準日として、評価基準日以前の 1 週間、1 ヶ月並びに日本電産及び日本電産サーボの業績修正発表のあった平成 22 年 1 月 28 日の翌日から評価基準日までの各期間の終値の単純平均及び取引高加重平均を採用しています。）、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF 法」といいます。）及び株価倍率法を採用して算定を行いました。

下記の算定レンジは、日本電産サーボの株式 1 株に割当てられる日本電産の株式の算定レンジ

を記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.0539～0.0583
DCF 法	0.0521～0.0594
株価倍率法	0.0485～0.0587

トーマツFASは、本件株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、E&Y TAS は、日本電産サーボ及び日本電産について、市場株価法（平成 22 年 4 月 21 日を評価基準日とし、日本電産及び日本電産サーボの業績修正発表のあった平成 22 年 1 月 28 日の翌日から基準日までを採用期間としています。）、DCF 法、類似会社比準法を採用して算定を行いました。

下記の算定レンジは、日本電産サーボの株式 1 株に割当てられる日本電産の株式の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.046　～　0.069
DCF 法	0.039　～　0.066
類似会社比準法	0.052　～　0.082

E&Y TASは、本件株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

これらの算定結果を踏まえ、両社で真摯に交渉・協議した結果、最終的に２．（３）に記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意しました。

（２）　算定機関との関係

トーマツ FAS 及び E&Y TAS はいずれも、日本電産及び日本電産サーボの関連当事者には該当せず、本件株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

（３） 上場廃止となる見込み及びその事由

本件株式交換により、その効力発生日である平成 22 年 10 月 1 日をもって日本電産サーボは日本電産の完全子会社となり、完全子会社となる日本電産サーボの株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て平成 22 年 9 月 28 日に上場廃止（最終売買日は平成 22 年 9 月 27 日）となる予定です。

上場廃止後は、東京証券取引所において日本電産サーボの株式を取引することはできなくなりますが、日本電産を除く日本電産サーボの株主に対しては、本件株式交換契約に従い、上記２．（３）に記載のとおり、日本電産の株式が割当てられます。

本件株式交換の目的は、上記１．に記載のとおりであり、日本電産サーボの上場廃止そのものを目的とするものではありませんが、結果として、日本電産サーボの株式は上場廃止となる予定です。本件株式交換により日本電産サーボの株主に割当てられる日本電産の株式は、東京証券取引所、大阪証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場されており、本件株式交換後も取引市場での取引が可能であることから、日本電産サーボ株式を 1,755 株以上保有し、本件株式交換により日本電産の単元株式数である 100 株以上の日本電産の株式の割当てを受ける株主に対しては、株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式について引き続き東京証券取引所、大阪証券取引所及びニューヨーク証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えています。

ただし、1,755 株未満の日本電産サーボの株式を保有する株主には、日本電産の単元株式数である 100 株に満たない日本電産の株式が割当てられます。これらの単元未満株式については、取引市場において売却することはできませんが、買取制度をご利用いただくことが可能です。また、本件株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記２．（３）（注）４．をご参照ください。

（４） 公正性を担保するための措置

本件株式交換においては、日本電産は既に日本電産サーボの発行済株式総数の 64.04％を所有していることから、公正性を担保する必要があると判断しました。

そのため、本件株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、日本電産は、本件株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるトーマツ FAS に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として日本電産サーボとの間で真摯に交渉・協議を行い、上記２．（３）記載の株式交換比率により本件株式交換を行うことを、平成 22 年 4 月 26 日開催の取締役会で決議しました。

また、日本電産は、法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を選任し、法的な観点から本件株式交換の適切な手続及び対応等について助言を受けました。

なお、トーマツ FAS が提出した株式交換比率の算定結果は、本件株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

一方、日本電産サーボは、本件株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本件株式交換の実施にあたり、第三者算定機関である E&Y TAS に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として日本電産との間で真摯に交渉・協議を行い、上記２．（３）記載の株式交換比率により本件株式交換を行うことを、平成22年4月26日開催の取締役会で決議しました。

また、日本電産サーボは、法務アドバイザーとしてきっかわ法律事務所を選任し、法的な観点から本件株式交換の適切な手続及び対応等について助言を受けました。

なお、E&Y TAS が提出した株式交換比率の算定結果は、本件株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

（５） 利益相反を回避するための措置

日本電産の代表取締役社長である永守重信氏、代表取締役副社長執行役員である小部博志氏及び取締役副社長執行役員である澤村賢志氏の3氏は日本電産サーボの取締役に就任しております。また、日本電産の執行役員である菱田正博氏は日本電産サーボの取締役に就任しております。さらに、日本電産の常務執行役員である服部誠一氏、取締役執行役員である井上哲夫氏及び監査役である朝比奈秀夫氏は、いずれも日本電産サーボの監査役に就任しております。

上記の兼任状況を踏まえ、利益相反回避の観点から、永守重信氏、小部博志氏、澤村賢志氏及び井上哲夫氏の4氏は、日本電産の取締役会における本件株式交換に関する議案に係る審議及び決議には参加しておりません。同様に、利益相反回避の観点から、永守重信氏、小部博志氏、澤村賢志氏及び菱田正博氏の4氏は、日本電産サーボの取締役会における本件株式交換に関する議案に係る審議及び決議には参加しておりません。また、朝比奈秀夫氏は、日本電産の取締役会における本件株式交換に関する議案の審議には参加せず、また何等の意見表明も行っておらず、加えて服部誠一氏、井上哲夫氏及び朝比奈秀夫氏の3氏は、日本電産サーボの取締役会における本件株式交換に関する議案の審議には参加せず、また何等の意見表明も行っておりません。

４．本件株式交換の当事会社の概要（平成22年3月31日現在）

（１）名称	日本電産株式会社 （株式交換完全親会社）	日本電産サーボ株式会社 （株式交換完全子会社）
（２）事業内容	精密小型モータ、精密小型ファン、中型モータの開発・製造販売	民生用･業務用精密小型モータ､ファン､ブロア､センサ及びモータ応用製品の開発・製造・販売
（３）設立年月日	昭和48年7月23日	昭和24年4月19日
（４）本店所在地	京都市南区久世殿城町338	群馬県桐生市相生町3丁目93番地
（５）代表者の役職・氏名	代表取締役社長　永守　重信	代表取締役社長　田島　卓也
（６）資本金	66,551百万円	2,547百万円
（７）発行済株式総数	145,075,080株	35,691,838株
（８）株主資本	340,309百万円（連結）	10,070百万円（連結）
（９）決算期	3月31日	3月31日
（10）従業員数	96,482名（連結）	3,562名（連結）
（11）主要取引先	東芝、日立グローバルストレージテクノ	GEA、NOKIA、ELECTROLUX、三洋セミコン

	ロジーズ、シーゲイト・テクノロジー、ウェスタン・デジタル、サムスンエレクトロニクス		デバイス、長野精工
(12) 主要取引銀行	三菱東京 UFJ 銀行、京都銀行、住友信託銀行		三菱東京 UFJ 銀行、みずほ銀行、桐生信用金庫
(13) 大株主及び持株比率	1．永守　重信　8.24% 2．日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）　7.40% 3．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）　7.27% 4．株式会社京都銀行　4.09% 5．日本電産株式会社　3.99% 6．有限会社エス・エヌ興産　3.80% 7．第一生命保険株式会社　3.04% 8．株式会社三菱東京 UFJ 銀行　2.42% 9．日本生命保険相互会社　2.32% 10．明治安田生命保険相互会社　2.20%		1．日本電産株式会社　64.04% 2．永守　重信　3.64% 3．バンク・オブ・ニューヨーク・ヨーロッパ・リミテッド・ルクセンブルグ・131800　1.96% 4．日本マスタートラスト信託銀行（信託口）　1.34% 5．日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口）　1.09% 6．シーピー・ロンドン・スティッチング・ペンションファンズ・メタル・エン・テクニーク　0.70% 7．中央商事　0.63% 8．六合エレメック　0.57% 9．日本電産サーボ株式会社　0.49% 10．河合　保明　0.48%
(14) 当事会社の関係	資本関係	日本電産は日本電産サーボの発行済株式の 64.04%を保有しています。	
	人的関係	日本電産の取締役 4 名、執行役員 2 名及び監査役 1 名は、日本電産サーボの取締役 4 名及び監査役 3 名を兼任しております。	
	取引関係	日本電産サーボの売上高のうち、0.08%は日本電産を相手先とするものです。また日本電産は日本電産サーボに対して資金の貸付を行っております。	
	関連当事者への該当状況	日本電産サーボは日本電産の連結子会社であり、関連当事者に該当します。	

(15) 最近 3 年間の財政状況及び財政状態（単位：百万円）

(連結)	日本電産株式会社 (株式交換完全親会社) (連結、米国基準)			日本電産サーボ株式会社 (株式交換完全子会社) (連結、日本基準)		
決算期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
純資産	387,770	357,687	401,531	8,303	8,414	9,418

総資産	671,714	702,884	692,791	19,549	18,168	19,578
１株当たり純資産（円）	2,204.94	2,133.27	2,443.16	233.54	236.83	258.86
売上高	724,361	610,803	587,459	35,046	25,170	20,305
営業利益	77,397	52,015	78,342	2,053	1,182	1,372
経常利益	－	－	－	1,790	1,063	1,429
当期純利益	41,156	28,353	51,961	1,654	680	1,376
１株当たり当期純利益（円）	284.00	197.42	373.04	46.5	19.36	38.74
１株当たり配当金（円）	55	60	65	5.0	7.5	7.5

（注）日本電産は、米国基準に基づき連結財務諸表を作成しており、下記の表示としております。

・「純資産」は、「株主資本」と「非支配持分」の合計を表示しております。

・「１株当たり純資産」は、「１株当たり株主資本」を表示しております。

・「経常利益」は、該当する項目がないため表示を省略しております。

・「当期純利益」及び「１株当たり当期純利益」は、「当社株主に帰属する当期純利益」及び「１株当たり当社株主に帰属する当期純利益」を表示しております。

・米国会計基準に基づき、FASB Accounting Standards Codification（ASC）205-20「財務諸表の表示－廃止事業(Presentation of Financial Statements-Discontinued Operations)」（旧米国財務会計基準書(SFAS)第144号「長期性資産の減損または処分に関する会計処理」）に従って、非継続事業に関し、過年度の連結財務情報を一部組替再表示しております。

５．本件株式交換後の状況

本件株式交換後の日本電産の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、につき、上記「４．本件株式交換の当事会社の概要」記載の内容から変更はありません。

なお、本件株式交換後の日本電産の純資産及び総資産につきましては、現時点で確定しておりません。

６．会計処理の概要

本件株式交換は、共通支配下の取引のうち、非支配少数株主からの追加取得に該当します。日本電産は米国会計基準に基づき資本取引として会計処理を行いますので、追加的なのれんは発生しない見込みです。

７．今後の見通し

日本電産サーボは、従来から日本電産の連結対象会社であり、単独・連結ともに本件株式交換実施による今期の業績への大幅な影響は予測しておりません。今後は、両社で業務の一層の効率化とグループ力の結集により、業績の向上を図っていきます。

８．支配株主との取引等に関する事項

本件株式交換は、日本電産サーボによる親会社等との取引等に該当します。日本電産サーボは、親会社である日本電産及びそのグループ企業から自由な事業活動を阻害されるような状況になく、一定の独立性が確保されていると認識しています。また、日本電産又はそのグループ企業との取引につい

ては、他の企業との取引と同様の基準に基づいて行っており、資本関係による制約を受けることはございません。

本件株式交換についても、上記の経営の独立性を確保し、さらに３．（４）及び（５）の施策により公平性を担保したうえで判断しております。

以上